

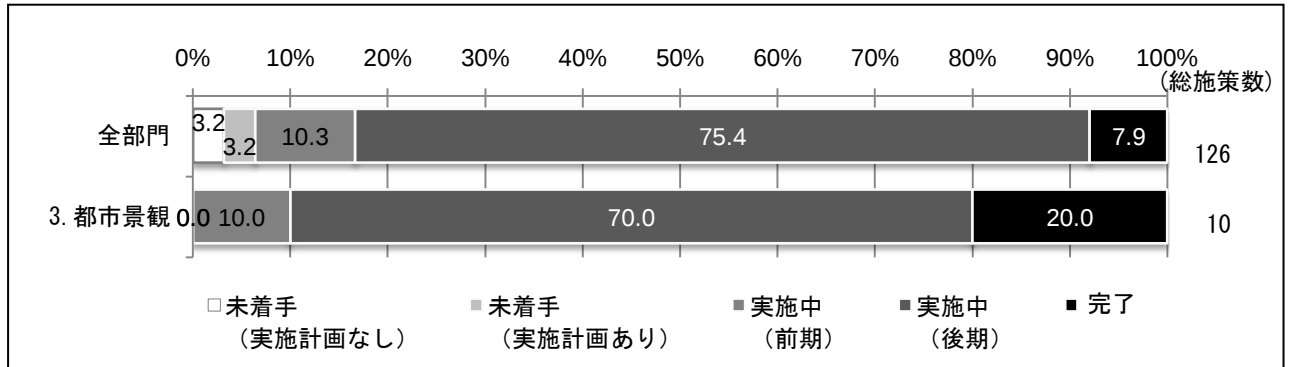
3. 都市景観形成の方針【増補版 p28-29】

【都市マスタープラン（本編）の方針】

- 方針 1. 構造別景観形成
- 方針 2. 類型別景観形成

(1) 評価

①施策の実施状況



②評価

【学識経験者による総評】

景観法の活用（景観計画の策定、景観地区の指定）や、絶対高さ制限型の高度地区の導入などにより、まち並みのスカイライン（建物の高さ関係）の形成・保全策は着実に進展している。

一方、たとえば鎌倉らしい景観、あるいは当該地区特有の個性的な景観の創出をめざす、建築の意匠・材質や植樹や照明の方式等に踏み込んだ地区景観づくりについては、路地空間の景観づくりで先鞭がついたといえるが、今後は、こうした地区まちづくり計画の策定が、景観面のみならず土地利用・住環境面も含め、各地区で広く展開されるよう、計画づくりの支援措置を講ずることが新たな課題といえよう。

重点的に取り組む内容	評価・今後の課題等
重点１．良好な景観形成の推進	
(1) 地域の特徴を考慮した建築物の 高さ等の誘導 ・特に鎌倉地域の中心部で誘導 ・地域住民の活動支援 等	建築物の高さの誘導方策として、景観地区の指定、景観計画特定地区など地域特性を考慮し施策の推進がある。 また、第一種中高層住居専用地域（景観地区、風致地区を除く）の高度地区指定、景観地区の指定により一定の成果がある。しかし、現在でも建築物の高さの指定のない地域や、街区単位等における意見等の情報収集が課題となる。 景観地区の指定により施策に関しては、完遂している。しかし、街区単位等の地域特性を見出すための情報収集が課題となる。 景観形成に向けた活動の支援に関しては、地域住民の自主的なまち並み形成のため、景観計画特定地区の指定、北鎌倉景観形成協議会の設立及び活動の支援など一定の成果がある。今後、これらの施策展開が、市内に広がることを期待する。
(2) 景観法の活用 ・景観計画の策定 等	景観法に基づく鎌倉市景観計画の策定によりこの施策は完遂している。そのため、今後の施策展開に期待する。
(3) 無電柱化の推進 ・歩行空間の確保に合わせて促進 等	電線類地中化は、小町通りが現在進行中であり、主要な場所（若宮大路、芸術館通り等）の整備が完了しつつある。 しかし、市民要望は多いことから、多角的な対応方法の検討が課題となる。
重点２．地域資源を活かした景観づくりの推進	
(1) 地域における景観形成の推進 ・市民主体の景観づくりの推進 等	市民主体の景観づくりに関しては、景観重要建築物等、景観重要建造物の指定や景観づくり賞の実施等より、一定の成果がある。今後、これらの実績の利用方法等が課題となる。
(2) 路地空間の景観保全 ・路地空間のあり方について検討 等	路地空間の保全（あり方）に関しては、関係課等と連携し検討することが必要である。

(2) 評価を考える参考資料

①方針実現に向けた施策の取り組み状況

①施策の取り組み状況 ▲：未着手（実施計画なし） △：未着手（実施計画あり） ○：実施中（前期） ◎：実施中（後期） ●：終了	②内的要因 A：施策の方向転換 B：予算 C：人員 D：その他計画への位置付け E：国県、庁内他部署との連携・調整 F：その他	③外的要因 a：社会情勢の変化 b：地域の重要度の優先順位の変動 c：住民・市民の合意形成、要望 d：地権者・利害関係者など関係者の理解 e：法令との整合（土地利用制限など） f：その他
---	--	--

評価：①施策の取り組み状況、②内的要因、③外的要因			①	②	③
重点 1. 良好な景観形成の推進					
(1) 地域の特徴を考慮した建築物の高さ等の誘導					
●1	【都市景観課】 ・平成 20 年 3 月に、鎌倉駅周辺の市街地及び北鎌倉駅周辺の市街地を景観地区に指定した。 ・建築物の形態意匠の制限（色彩基準等）と高さの最高限度 15m（第一種低層住居専用地域は 10m）を定めた。 ・景観計画（H19. 1 策定）に歴史的眺望景観の保全・創出の方針（建築物の配慮事項）を定めた。	●	+A +D +E	+b +e	
	【都市計画課】 ・平成 20 年 3 月に、風致地区や第一種低層住居専用地域に隣接し、これら地域に次いで良好な住環境の維持・向上が求められている第一種中高層住居専用地域について、高度地区（建築物の高さの最高制限 15m）の指定をした。	◎	+A	+c +d	
●2	【都市景観課】 ・平成 20 年 3 月に、鎌倉駅周辺の市街地及び北鎌倉駅周辺の市街地を景観地区に指定した。 ・建築物の形態意匠の制限（色彩基準等）と高さの最高限度 15m（第一種低層住居専用地域は 10m）を定めた。	●	+A +D +E	+b +e	
●3	【都市景観課】 ・由比ガ浜中央景観形成地区の指定。（地区の指定：H17. 7、景観形成の方針及び基準の決定：H18. 11） ・景観計画の策定（H19. 1）に伴い、景観形成地区の内容（浄明寺胡桃ヶ谷除く）を景観計画特定地区に定めた。 ・北鎌倉東地区景観形成協議会の設立。まち並みの作法集策定（H21. 5）。地域住民からルールの変更について、都市計画提案がなされた（H21. 8）。	◎	+A +D	+c +d	
(2) 景観法の活用					
●1	【都市景観課】 ・都市景観条例の全部改正（H18. 9）、施行（H19. 1） ・景観計画の策定（H19. 1） ・景観地区の指定（H20. 3）	◎	+A +D +E	+c +e	
●2	【都市景観課】 ・神奈川県知事の同意を得て、景観行政団体となる（H17. 5）。 ・景観計画の策定（H19. 1） ・景観地区の指定（H20. 3）	◎	+A +D +E	+c +e	
(3) 無電柱化の推進					
●1	【都市景観課】 ・小町通りにおいて、電線類地中化事業を推進。	◎	+E	+c	

Ⅱ. 部門別方針【都市景観形成の方針】

	【道路整備課】 ・小町通りについて、神奈川県電線類地中化地方協議会にて推進計画路線に位置付けがなされた。	◎	-A -E	
重点２．地域資源を活かした景観づくりの推進				
(1) 地域における景観形成の推進				
●1	【都市景観課】 ・景観重要建築物等の指定。 ・景観重要建造物の指定。 ・景観づくり賞の実施。	◎	+A +D	+b +c
(2) 路地空間の景観保全				
●1	【都市景観課】 ・景観計画の策定（H19. 1） ・景観地区の指定（H20. 3） ・第２回景観づくり賞「ここから始まる美しいまちなみ」の実施。 ・路地を活用した市民イベントの支援。	○	-E	-c

②統計資料

ア) 景観法に基づく届出の状況

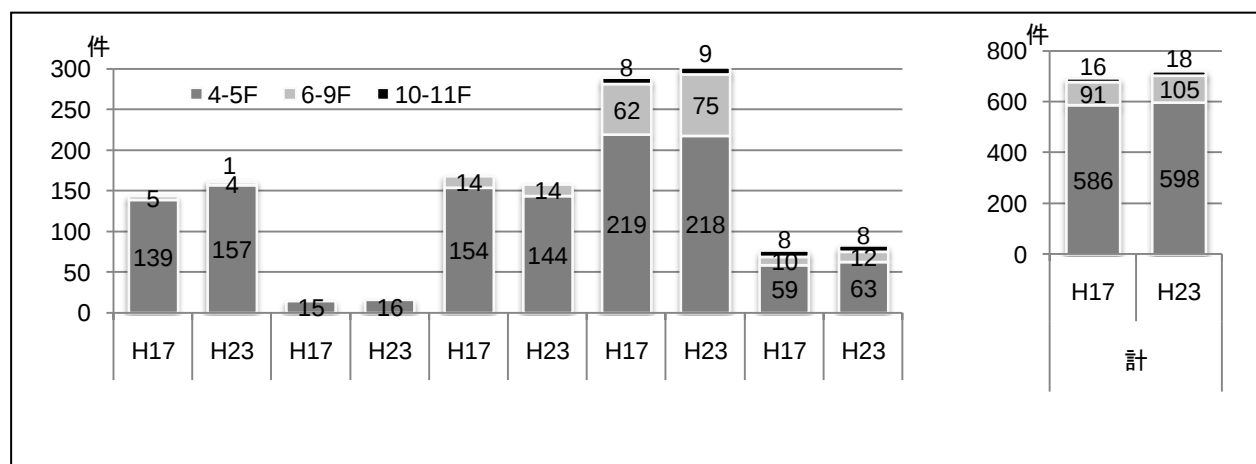
表 景観法に基づく届出状況

年度		H20	H21
宅地開発	300 ㎡以上の土地の区画形質変更など	59 件	66 件
建築物	共同住宅、商業ビルの新築など	52 件	75 件
工作物	電柱、崖崩れ防止擁壁の新設など	246 件	195 件

（資料）都市景観課

イ) 中高層住宅の状況

図 中高層建築物しゅん工の推移（空家を除く）



※平成 17 年は 3 月末、平成 23 年は 3 月 10 日現在

（資料）消防本部

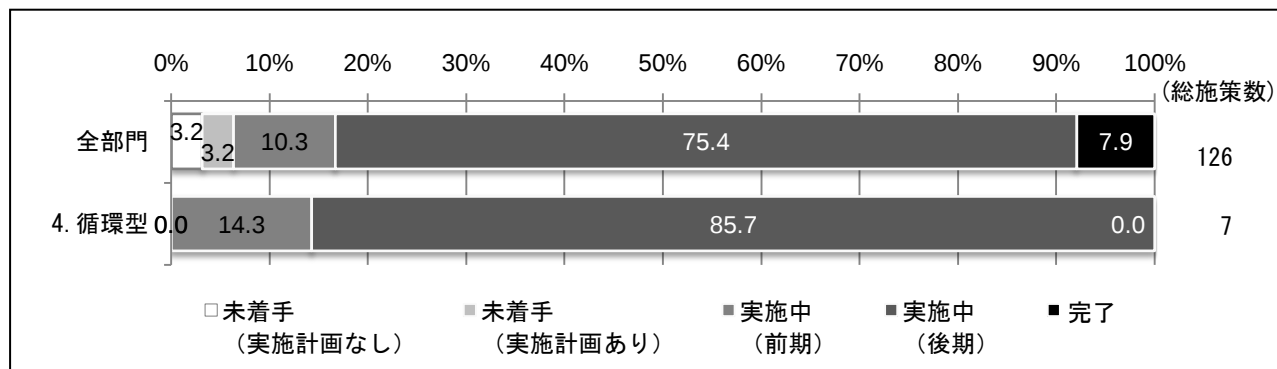
4. 循環型のまちづくりの方針【増補版 p30-31】

【都市マスタープラン（本編）の方針】

- 方針 1. 地球温暖化防止のための二酸化炭素排出の低減
- 方針 2. 循環型社会の構築

(1) 評価

①施策の実施状況



②評価

【学識経験者による総評】

ごみの分別・リサイクルについては市民に相当浸透しているといえるが、横須賀三浦広域連合の構想から、鎌倉市・逗子市の2市による広域化に転換したり、バイオマスエネルギー回収施設の整備が中断されるなど、本格的な循環システムの構築については、今後の課題となっている。

低炭素化（省エネ）については、市単独で努力してみても、その効果の計測自体が難しいこともあり、市単独でできることには限りがある。今後、ごみ処理の広域化等とも併せ、さまざまな施策を広域的・戦略的に展開する必要がある。

重点的に取り組む内容	評価・今後の課題等
重点１．環境負荷の低減	
(1) 環境負荷の低減の推進 ・環境マネジメントシステムの導入 等	普及啓発や使いやすい環境マネジメントシステムの検討など一定の工夫が見受けられる。 今後、エコショップ、エコ商店街等の認定数の増加を期待する。
(2) 環境教育の推進 ・活動の輪を広げる 等	環境教育に関しては一定の成果がある。 今後、環境教育の活動の輪が市域全体に広がる手法の検討を期待する。
重点２．循環型社会の構築	
(1) 循環利用の促進 ・ごみの発生抑制や水の循環利用の促進 等	本市は、リサイクル率の全国ランキングの上位を維持しており、市民の資源化に対する意識が高い。これは、日々の啓発活動の成果と捉えることができる。 今後、より多角的な施策の展開を期待したい。
(2) 広域化を視野に入れたごみ行政の推進 ・横須賀三浦ブロックによる対応 等	横須賀三浦広域連合設立には至らず、逗子市との広域化協議へと方向転換をすることになった。 今後、２市での柔軟な対応が課題となる。
(3) 環境共生型施設の整備・指針の検討 ・屋上緑化・省エネルギー型設備の導入 等	公共工事においては、契約時に、環境面に配慮した特記仕様書の添付など独自の手法を取り入れている。しかし、民間開発事業における環境面への配慮の誘導等が課題である。 施設建設へ向けた予算の削減により、これまで検討してきた内容の見直しが行われた。今後ごみの削減に向けたソフト面での対応が期待される。

(2) 評価を考える参考資料

①方針実現に向けた施策の取り組み状況

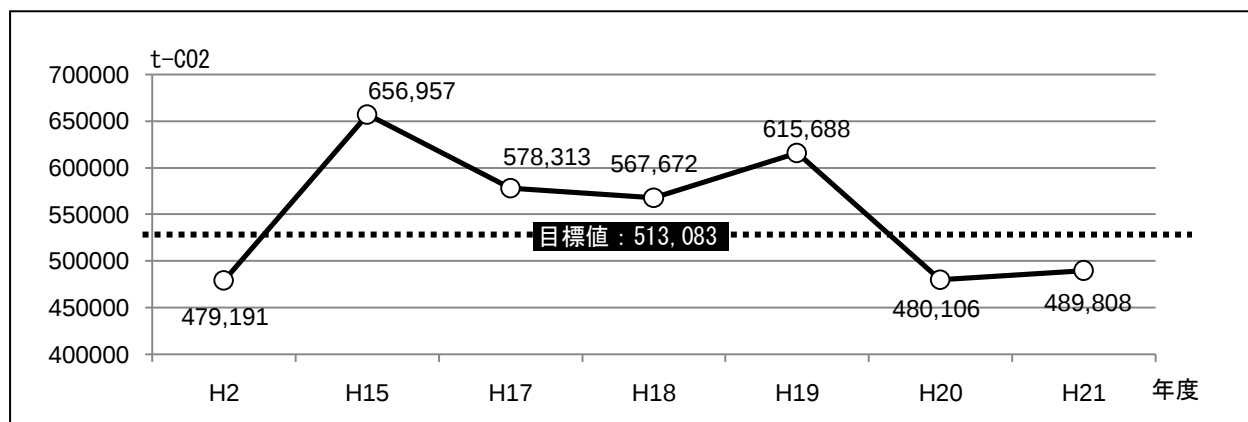
①施策の取り組み状況 ▲：未着手（実施計画なし） △：未着手（実施計画あり） ○：実施中（前期） ◎：実施中（後期） ●：終了	②内的要因 A：施策の方向転換 B：予算 C：人員 D：その他計画への位置付け E：国県、庁内他部署との連携・調整 F：その他	③外的要因 a：社会情勢の変化 b：地域の重要度の優先順位の変動 c：住民・市民の合意形成、要望 d：地権者・利害関係者など関係者の理解 e：法令との整合（土地利用制限など） f：その他
---	--	--

評価：①施策の取り組み状況、②内的要因、③外的要因				①	②	③
重点 1. 環境負荷の低減						
(1) 環境負荷の低減の推進						
●1	【環境政策課】 ・平成 20 年 3 月に鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画を策定 (H20. 3) し、同計画に基づく行動プロジェクトにおいて温室効果ガス排出量削減に向けた取組を市民、事業者、保全団体が構成される、かまくら環境保全推進会議で推進している。	◎	+D	+a +d		
(2) 環境教育の推進						
●1	【環境政策課】 ・平成 19 年 4 月から環境教育アドバイザー派遣制度を開始、同年 12 月「鎌倉市環境教育推進計画」を策定し各主体を対象に環境教育を推進している。	◎	+D	+a +d		
重点 2. 循環型社会の構築						
(1) 循環利用の促進						
●1	【資源循環課】 ・ごみ減量化・資源化を推進するため、平成 18 年 10 月から容器包装プラスチックの全市収集、平成 19 年 4 月から使用済み食用油の収集を開始した。平成 21 年度のリサイクル率は 46.6%であった。	◎	+A +F	+c +d		
(2) 広域化を視野に入れたごみ行政の推進						
●1 ●2	【環境施設課】 ・平成 18 年 3 月に 4 市 1 町（5 市町）の取り組みは、横須賀市・三浦市・葉山町グループと鎌倉市・逗子市のグループの 2 グループ体制でそれぞれ推進することとなり、鎌倉市・逗子市グループは 2 市で広域化協議を進めている。	◎	-A -B	-a -c		
(3) 環境共生型施設の整備・指針の検討						
●1	【道路整備課】 ・環境配慮型公共工事の推進等に取り組んでいる。	◎	+D			
	【環境施設課】 ・環境省の循環型社会推進事業を活用した山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の基本計画を策定した後、施設整備をしない代替案を策定した。	○	-A	+a -a -c		
	【環境政策課】 ・鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画 (H20. 3) において屋上緑化等、省エネルギー設備の導入に関する施策を掲げ推進している。	◎	+E +D	+a		

②統計資料

ア) 温室効果ガス

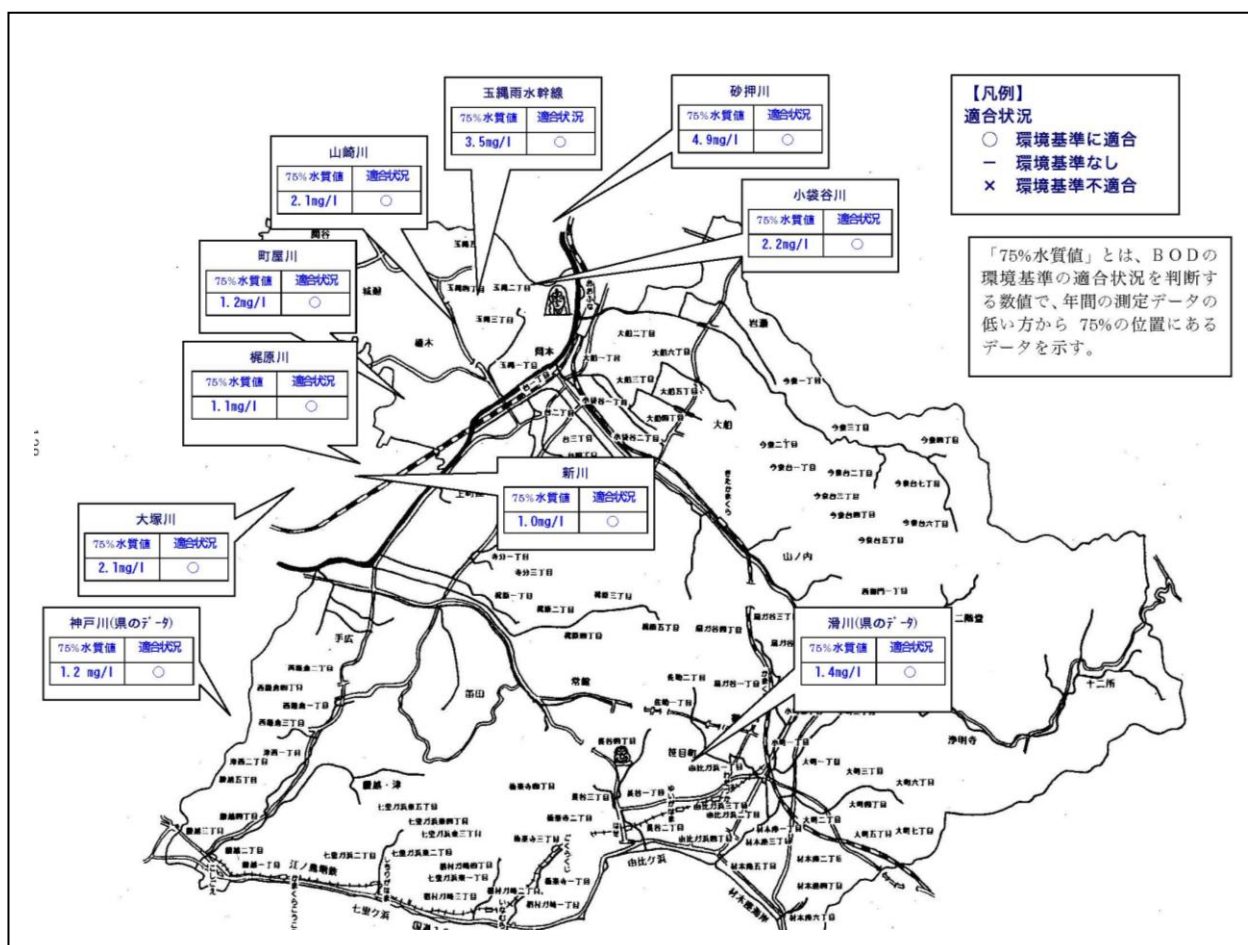
図 鎌倉市の温室効果ガス排出量



(資料) 平成 22 年度版かまくら環境白書

イ) 水質

図 河川水質 BOD (生物化学的酸素要求量) 調査マップ (平成 21 年度)



(資料) 平成 22 年度版かまくら環境白書

ウ) ごみ

表 ごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量の推移（単位：トン）

年度	H17	H18	H19	H20	H21
総排出量	73,463(100)	73,634(100.2)	73,573(100.1)	69,349(94.4)	69,761(95.0)
焼却量	41,764(100)	41,008(98.2)	42,275(101.2)	39,698(87.9)	40,835(97.8)
総資源量	35,734(100)	36,827(103.1)	35,051(98.1)	33,118(92.7)	32,491(92.7)
リサイクル率	48.6%	50.0%	47.6%	47.8%	46.6%

※（ ）内は平成17年度を100とした倍数。

（資料）平成22年度版かまくら環境白書

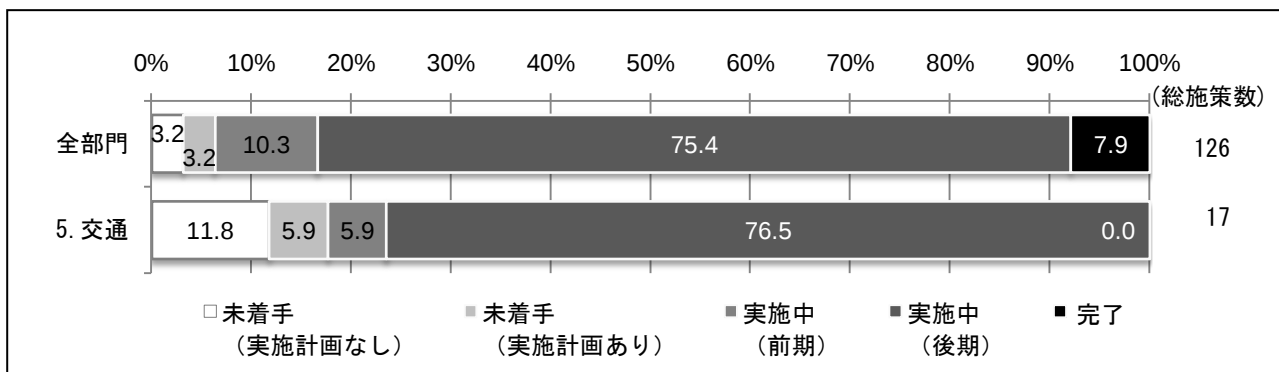
5. 交通システム整備の方針【増補版 p32-36】

【都市マスタープラン（本編）の方針】

- 方針 1. 骨格的な幹線道路の整備
- 方針 2. 鎌倉地域における交通需要管理の実施
- 方針 3. 公共交通の充実
- 方針 4. 快適な歩行者・自転車ネットワークの整備
- 方針 5. 住宅地内の交通環境の向上
- 方針 6. 地域間を結ぶ主要道路整備
- 方針 7. 駐車場の整備
- 方針 8. 駐輪施設の整備
- 方針 9. 交通情報システムの整備

(1) 評価

① 施策の実施状況



② 評価

【学識経験者による総評】

マスタープランの基本目標は、鎌倉地域における交通需要管理であるが、その実現には、市の外周を通る幹線道路の完成が前提となる。パーク＆ライドについては、江の島、稲村ガ崎の2箇所が開設されたが、朝比奈方面の実現が難しく、たとえば鶴岡八幡宮前の交差点の渋滞状況で見ると、鎌倉地域における交通需要が大きく抑制されているとはいえない状況である。ただし、東京圏全体の一般的動向と同様、パーソントリップの自動車分担率は近年低下し、公共交通にシフトしてきている。この動向を維持加速することが重要であろう。

歩行者空間の確保、安全安心な移動環境の整備、公共交通の充実については、ある程度の進展が見られたが、今後の急速な高齢化の進展を踏まえると、安全安心な歩行者空間と公共交通の充実は、きわめて重要な課題である。従来の、自動車交通静穏化（渋滞解消）に重点を置いた施策を、より積極的に、公共交通と歩行に重点を置いた施策（歩いて暮らせる鎌倉）に発展させるべきであろう。

重点的に取り組む内容	評価・今後の課題等
重点 1. 骨格的な幹線道路の整備	
(1) 外周道路としての国道 134 号の機能強化 ・国・県等と調整 等	対象道路が国道となることから、管轄の違いはあるものの、引き続き関係行政間等の連携及び調整を図り、合意形成に向けた地元調整を期待する。
(2) 様々な視点を考慮した都市計画道路見直しのガイドラインの策定及び再検討 ・交通需要管理の考え方も視野に入れる 等	都市計画道路見直しに関しては、「鎌倉市都市計画道路の見直しの基本的な考え方」の策定など一定の成果がある。 しかし、路線ごとの事業主体の違い、人員の減少等の物理的な課題も出ている。 それらが永年の課題であることから、実施計画に即した見直しが望まれる。
(3) 都市計画道路の効率的な整備 ・整備プログラムを定める 等	今後予定されている「鎌倉市都市マスタープラン」の改訂にあたっては、「鎌倉市都市計画道路の見直しの基本的な考え方」と整合を図りながら検討する必要がある。 今後、鎌倉市都市マスタープラン「実現の方途」の内容を鑑み、関連課と連携して方針等の策定を期待する。
重点 2. 交通需要管理の実施	
(1) 鎌倉地域における自動車交通の抑制 ・自動車交通抑制策について検討 等	自動車交通抑制策の手法として、パーク＆レールライドの開設、特定の地区における住民等との連携による整備計画(案)の策定等、一定の進展がある。 歩行空間の確保については、今後、鎌倉地域全体における歩行者道路整備計画の策定に期待する。
(2) 交通需要管理の推進及び交通需要管理区域の拡大 ・これまでの取り組みの PR 等	自動車利用抑制に関する手法の PR はガイドブックへの掲載要請等により一定の成果がある。 しかし、パーク＆ライド、鎌倉フリー環境手形の利用者数の動向及び他手法などについて、検討することが必要である。 地域住民等との連携により、バス路線の新規設定等、一定の進展がある。 今後、同様な活動が本市全体に拡大し、又は交通体系の全体見直しを視野に入れ、交通需要管理が推進していくことを期待する。
重点 3. 公共交通の充実	
(1) バス環境の充実 ・低床バスの導入の促進、バス路線網の見直し 等	低床バスの導入促進やバス停の整備に関しては引き続き推進することを期待する。 また、今後の路線の見直しも含めバス交通の充実を期待する。
重点 4. 快適な歩行者・自転車ネットワークの整備	
(1) 歩行者等の安全・快適性を重視した歩行空間等の確保 ・狹隘道路の歩行空間の確保、河川沿いのプロムナードの整備 等	地区ごとの事業として市民、企業、学校との協働が進んでいる。 今後、このような協働が、地区から地域へ、さらに市内全体に広がるよう期待するとともに、それらを考慮した自動車交通抑制の整備計画の策定を期待する。
(2) 安全・安心な移動環境の整備 ・主要駅構内及び駅周辺のバリアフリー化 等	湘南モノレール西鎌倉駅のバリアフリー化による利便性の向上実態を参考に、市内の主要駅についても引き続きバリアフリー化の推進を期待する。 また、平成 18 年に制定されたのバリアフリー新法を踏ま

	えた整備とすることが必要である。
(3)「歩くまち」のPR ・ウォーキングコースの設置 等	観光における行動の変化を認識し、その変化と「歩く観光」の施策が融合してきている。 なお、担当課では自転車による観光も有効な手段と評価しているが、一方で道路幅員の狭さから、自転車走行を危惧する声も聴かれることから、今後、ハード部分の整備において庁内等の連携を図り、施策の展開を期待する。
重点 5. 駐車・駐輪対策の促進	
(1)駐車場の整備 ・交通結節点における駐車場の確保 等	駐車場の整備時については、鎌倉市コインパーキングの設置等に関する指導要綱の策定など一定の成果がある。 今後、鎌倉市都市マスタープラン「実現の方途」の内容に鑑み、関連課と連携して方針等の策定及び駐車場整備の増加に向けた誘導策の検討を期待する。
(2)駅周辺の駐輪施設の整備促進 ・駅周辺の違法駐輪の整序化 等	地域住民の要望による駐輪場が大船駅西口公共広場等整備工事の中で実施中である。このことから、大船駅西口周辺に関する駐輪場の状況は改善されつつある。 今後、鎌倉市都市マスタープラン「実現の方途」の内容に鑑み、関係権利者との合意形成及び予算の確保を当面の目標とした駐輪場の整備方針等の策定を期待する。
(3)駐車場案内システムの導入 ・駐車場の有効利用を図る 等	今後、鎌倉市都市マスタープラン「実現の方途」の内容に鑑み、交通結節点や都市地域において拠点整備事業などの進捗状況にあわせ、駐車場案内システムの導入に期待する。

(2) 評価を考える参考資料

① 方針実現に向けた施策の取り組み状況

① 施策の取り組み状況 ▲：未着手（実施計画なし） △：未着手（実施計画あり） ○：実施中（前期） ◎：実施中（後期） ●：終了	② 内的要因 A：施策の方向転換 B：予算 C：人員 D：その他計画への位置付け E：国県、庁内他部署との連携・調整 F：その他	③ 外的要因 a：社会情勢の変化 b：地域の重要度の優先順位の変動 c：住民・市民の合意形成、要望 d：地権者・利害関係者など関係者の理解 e：法令との整合（土地利用制限など） f：その他
--	---	---

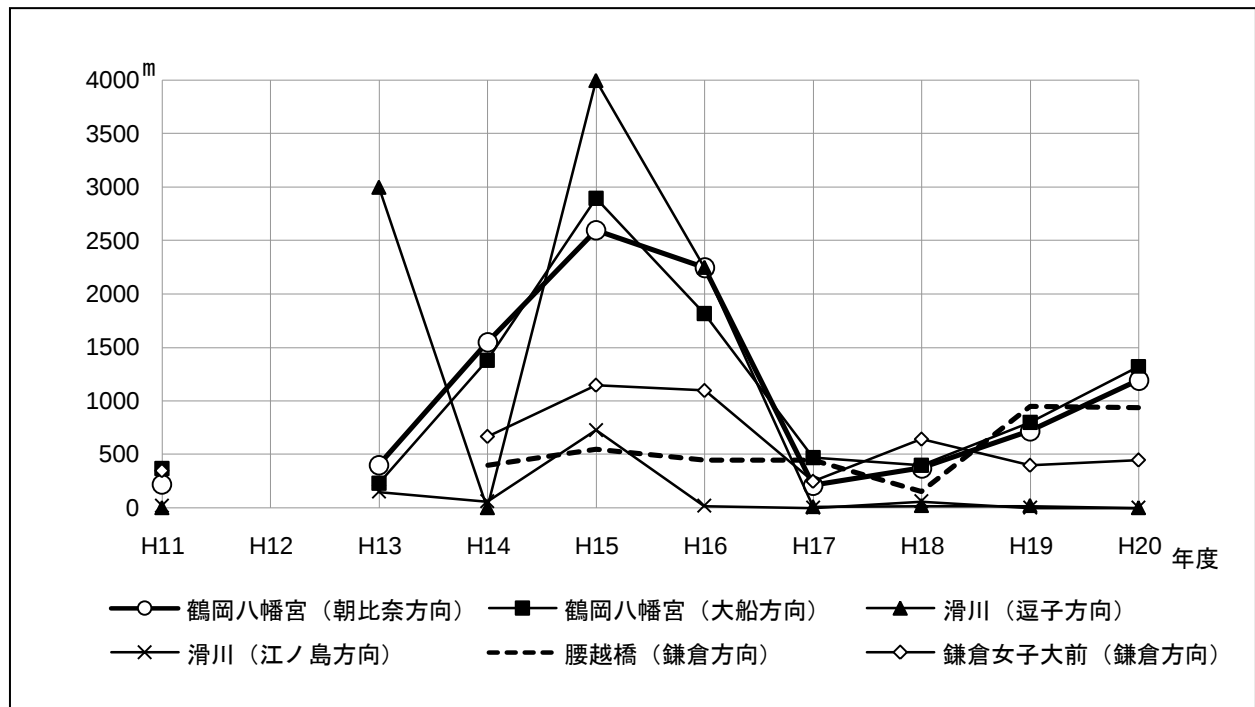
評価：①施策の取り組み状況、②内的要因、③外的要因				①	②	③
重点 1. 骨格的な幹線道路の整備						
(1) 外周道路としての国道 134 号の機能強化						
●1	【国県道対策担当】 ・藤沢土木事務所管理。 ・鎌倉高校駅前交差点について、改良等を県に対し要望。 ・県と地元等への説明会を開催。	◎			-a -c	
(2) 様々な視点を考慮した都市計画道路見直しのガイドラインの策定及び再検討						
●1	【都市計画課】 ・都市計画道路見直しガイドラインの策定（平成 19 年度）済。 ・現在都市計画道路見直しガイドラインに沿って都市計画道路見直し作業継続中。	◎		-C -E		
(3) 都市計画道路の効率的な整備						
●1	【道路整備課】 ・未策定。	△		-B -e		
重点 2. 交通需要管理の実施						
(1) 鎌倉地域における自動車交通の抑制						
●1	【交通政策課】 ○公共交通への転換策としてパーク＆ライドシステム 2ヶ所開設 ・江の島パーク＆レールライト ・稲村ガ崎パーク＆レールライト ○歩行居住環境の向上を図るため以下の取り組みを行った。 ・今小路通り歩行者尊重道路専門部会の設置（H18.4） ・今小路通り歩行者尊重道路交通社会実験の実施（H22.3） ・今小路通り歩行者尊重道路整備計画（案）を市長へ提言（H22.10）	◎			+c	
(2) 交通需要管理の推進及び交通需要管理区域の拡大						
●1	【交通政策課】 ・旅行情報誌等によるパーク＆ライド、鎌倉フリー環境手形のPR。	◎	+F	+a +b +d		
●2	【交通政策課】 ・公共交通以外の地域交通の確保に向けて、住民との協議を継続している。 ・平成 21 年 4 月より、路線バスが運行していない関谷新町地区において市民・行政・協力団体により地域の交通手段が確保できた。	◎	+A	+c		
重点 3. 公共交通の充実						
(1) バス環境の充実						
●1	【交通政策課】 ・ノンステップバスの導入補助。 ・バスベいの整備を行った。	◎	+B	+b +d +e		

重点4. 快適な歩行者・自転車ネットワークの整備				
(1) 歩行者等の安全・快適性を重視した歩行空間等の確保				
●1	【交通政策課】 ・平成18年4月より鎌倉市交通政策研究会の専門会議である今小路通り歩行者尊重道路専門部会を開催し、整備計画(案)を作成した。	◎	+C	+c
	【大船駅周辺整備課】 ・南部地区では、台川の蓋掛けを行い、歩道整備を実施し、企業の協力の下、隅切り整備や狹隘道路の拡幅を実施した。また、芸術館周辺地区では、砂押川プロムナードの桜再生を市民・企業・大学・行政等と協働で実施している。	◎	+E	+c
(2) 安全・安心な移動環境の整備				
●1	【交通政策課】 ・湘南モノレールの西鎌倉駅のバリアフリー化。	◎	+E	+c
●2	【福祉政策課】 ・車歩道が一体となっている交差点の歩道・車道の色舗装による表示。	◎		
(3) 「歩くまち」のPR				
●1	【観光課】 ・推奨コースは、「かまぐらの道」として11種類の散策コースをHP等で紹介している。俳句&ハイク、駅からハイキング等に協力している。	◎	+A	+a +f
重点5. 駐車・駐輪対策の促				
(1) 駐車場の整備				
●1	【交通政策課】 ・交通結節点での駐車場整備については、交通マスタープランでは拠点整備に合わせて進めるとしているため、現時点で大きな変化はない。	▲	-A -D -E	
●2	【交通政策課】 ・民間による駐車場整備は、鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例や鎌倉市コインパーキングの設置等に関する指導要綱において整備誘導を図っている。	◎	+A +E -E	
(2) 駅周辺の駐輪施設の整備促進				
●1	【鎌倉深沢地域整備課】 ・鎌倉駅西口においては、駅前広場整備に合わせ、駐輪施設等の整備を検討中。	○	-B	-d
	【大船駅周辺整備課】 ・大船駅西口整備事業(鎌倉市域)において、西口公共広場等整備工事で、約1,000台規模の駐輪場を整備中である。	◎	+E	+b
(3) 駐車場案内システムの導入				
●1	【交通政策課】 ・交通結節点や都市地域において駐車場整備が進んでいないため、駐車場案内システムの導入も進んでいない。	▲	-A -D -E	

②統計資料

ア) 渋滞

図 主要交差点の渋滞長の推移（秋期の休日）



(資料) 鎌倉市交通量調査

イ) 交通行動

表 手段別発生集中の比率

	S63	H10	H20
鉄軌道	26.3 (22.2)	27.3 (23.6)	34.6 (27.1)
バス	6.1 (4.2)	4.9 (3.9)	5.3 (4.1)
自動車	26.6 (28.4)	32.8 (33.9)	16.3 (28.4)
徒歩・二輪	41.0 (45.2)	34.9 (38.6)	40.9 (38.0)
その他	—	—	0.1 (0.1)
不明	—	—	2.9 (2.4)

※ () 内は神奈川県。

(資料) パーソントリップ調査

ウ) 自動車保有台数

表 自家用登録車数の推移（軽自動車を除く）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
登録車数（自家用）	54,759	54,762	54,476	53,876	52,784	52,227
人口	171,158	172,820	173,263	173,535	173,746	174,256
人口1人当たりの登録車数	0.320	0.317	0.314	0.310	0.304	0.300

※登録車数は3月末時点。人口は、平成17-平成19年は10月1日、平成20年～平成22年は4月1日時点。

エ) 交通事故

表 路線別交通事故発生状況

	H12	H17	H21	H12 と H21 の増減
国道 134 号	215	189	161	-54
県道 21 号（横浜鎌倉）	172	139	101	-71
県道 23 号（原宿六浦）	8	10	11	3
県道 32 号（藤沢鎌倉）	99	76	65	-34
県道 204 号（金沢鎌倉）	36	44	37	1
県道 301・203 号（大船停車場）	34	24	16	-18
県道 302 号（小袋谷藤沢）	54	38	37	-17
県道 303 号（鎌倉停車場）	1	2	0	-1
県道 304 号（腰越大船）	61	51	46	-15
県道 311 号（鎌倉葉山）	38	31	17	-21
県道 312 号（田谷藤沢）	13	15	4	-9
県道 402 号（阿久和鎌倉）	39	35	18	-21
市道	546	426	373	-173
その他の道路	11	18	32	21
合 計	1, 327	1, 098	918	-409

（資料）鎌倉市交通安全対策協議会